平成２３年　京都府内の障害者の雇用状況について

(平成２３年6月１日現在)

～民間企業の障害者の実雇用率は１．７８％～

京都労働局では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者を雇用する義務のある京都府内の事業主（常用労働者総数が５６人以上の企業）等から平成２３年６月１日現在の報告を求め、これを集計した。

その結果は次のとおりである。

１　民間企業の障害者雇用状況　[詳細は別表１～５参照]

【概要】

- **報告企業数は１，４２９社**
- **実雇用率は１．７８％**
- **法定雇用率達成企業の割合は４８．１％**
- **雇用されている障害者数は６，４０６人**
- **企業規模別の雇用率は１，０００人以上規模が１．８９％で最も高く、５６～９９人規模が１．５１％で最も低い**

（注）平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。
（仮に、改正前の制度に基づき実雇用率を推計すると、１．９１％程度となる。）

（１）企業規模別の実雇用率について

従業員数の企業規模別でみると、１，０００人以上規模で１．８９％、３００～４９９人規模で１．７９％と全規模の１．７８％を上回ったが、１００～２９９人規模は１．７６％、５００～９９９人規模は１．７１％、５６～９９人規模は１．５１％と全規模を下回った。

（２）産業別の実雇用率について

産業別でみると、「生活関連サービス業・娯楽業」で３．６４％、「電気・ガス・熱供給・水道業」で３．４７％、「運輸業・郵便業」で２．６０％、「医療・福祉」で２．１９％、「不動産業・物品賃貸業」で１．９０％と、５業種において法定雇用率１．８％を上回った。

（３）雇用されている障害者数について

民間企業（常用労働者総数５６人以上の企業）に雇用されている障害者数は６，４０６．０人（前年６，５０６．０人）と前年より１００．０人減少（前年比１．５％減）した。

京都府内の報告企業における常用労働者総数が前年に比べ１６，６７０．０人減少（前年比４．２％減）しており、これに併せて障害者数も減少している。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は４，９８８．０人（前年５，１５１．０人）、知的障害者は１，２４２．５人（前年１，２１４．０人）精神障害者は１７５．５人（前年１４１．０人）であった。

（４）法定雇用率達成企業の状況について

法定雇用率を達成している企業は、１，４２９社中６８８社（前年６７２社）と前年より１６社増加した。

２　地方公共団体（京都府及び府内各市町村の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表６～７参照]

【概要】

・京都府の機関（法定雇用率２．１％）の実雇用率は２．７３％

・京都府教育委員会（法定雇用率２．０％）の実雇用率は２．１３％

・市町村の機関（法定雇用率２．１％※）の実雇用率は２．２６％

※市町村の機関のうち京都市教育委員会については、政令指定都市の教育委員会であるため法定雇用率２．０％が適用される。

（注）平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

（１）京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について

全ての京都府の機関が法定雇用率２．１％を上回った。

京都府の機関に在職している障害者の総数は１３９．０人と前年より２．０人増加し、実雇用率は２．７３％であった。（仮に、改正前の制度に基づき推計すると２．８１％程度となる。）

各機関の実雇用率については、京都府知事部局が２．６２％、京都府文化環境部が２．９４％、京都府警察本部が３．３７％となっている。

（２）京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率２．０％）に在職している障害者の数は１６４．０人と前年より３．０人減少し、実雇用率は２．１３％であった。（仮に、改正前の制度に基づき推計した場合も２．１３％程度となる。）

（３）市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は６０２．０人と前年より１０．０人増加し、実雇用率は２．２６％であった（仮に、改正前の制度に基づき推計すると２．４９％程度となる）。

3　障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び市町村の機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。（雇用率達成指導の流れについては別添１参照）

◎法定雇用率とは

民間企業及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ下記の割合に相当する数以上の障害者の雇用義務があり、この割合を法定雇用率という。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。）

・民間企業……
　一般の民間企業　……　１．８％
　（５６人以上規模の企業）
　特殊法人又は独立行政法人……　２．１％
　（４８人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）

・都道府県等の教育委員会を除く地方公共団体……　２．１％
（４８人以上規模の機関）

・都道府県等の教育委員会　……　２．０％
（５０人以上規模の機関）

※（　）内は、法定雇用率により障害者の雇用義務が１人以上となる規模である。

◎障害者数のカウント方法

雇用する障害者１人に対するカウント数は下表のとおり。

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		○	△
	重度	◎	○
知的障害者		○	△
	重度	◎	○
精神障害者		○	△
○＝1カウント　◎＝2カウント　△＝0．5カウント			

◎算定基礎労働者（職員）数とは

民間企業においては、常用労働者総数（短時間労働者を除く常用労働者数＋短時間常用労働者数×０．５）に除外率を乗じて得た数を常用労働者総数から減じた労働者数である。

地方公共団体においては、職員総数（短時間職員を除く職員数＋短時間職員数×０．５）から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

◎実雇用率とは

民間企業又は地方公共団体における、算定基礎労働者（職員）数に占める雇用障害者数の割合である。

◎法定雇用率達成企業とは

算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じた数（小数点以下の端数切り捨て。）以上の障害者を雇用している企業をいう。したがって、企業における実雇用率が法定雇用率を下回ることがあっても、法定雇用率に基づく障害者の雇用義務を達成（法定雇用率達成）している場合がある。

（例）Ａ社　算定基礎労働者数１００人　雇用障害者数１人

【実雇用率の計算】

１人÷１００人＝１．００％

【法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数の計算】

１００人×法定雇用率１．８％＝１．８人≒１人

この場合、障害者を１人雇用しなければならない。（小数点以下の端数切り捨て。）

→Ａ社は障害者の雇用義務数の１人を雇用しているので、雇用率は１．００％であっても法定雇用率は達成していることとなる。

◎雇用率制度の改正について

障害者雇用促進法が平成２２年７月１日付けで改正され、雇用率制度における短時間労働者及び除外率の取扱いについて、次のとおり変更された。

・短時間労働者の取扱いについて（詳細については別添２参照）

改正前の雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が３０時間以上の労働者のみ実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としていたが、改正により、短時間労働者（週所定労働時間２０時間以上３０時間未満）についてもその１人の雇用をもって０．５人とカウントし、算定の基礎に含めることとなった。

また、重度以外の身体障害者・知的障害者である短時間労働者については、雇用する障害者数にカウントすることができなかったが、改正により、その１人の雇用をもって０．５人とカウントし、雇用する障害者数に含めることとなった。

・除外率の引下げについて（詳細については別添３－１、３－２参照）

除外率が適用されている業種について、適用されている除外率が一律１０％引き下げられた。

※除外率とは、一律に法定雇用率を適用することがなじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度である。

（別表1）民間企業における障害者の雇用状況

	全　　国			京　都　府		
	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）
平成２３年	75,313	1.65	45.3	1,429	1.78	48.1
平成２２年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成２１年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成２０年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0
平成１９年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成１８年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成１７年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6

（別表2）民間企業における企業規模別実雇用率

	全　　国			京　都　府		
（従業員数）	平成２１年（%）	平成２２年（%）	平成２３年（%）	平成２１年（%）	平成２２年（%）	平成２３年（%）
56～99人	1.40	1.42	1.36	1.86	1.91	1.51
100～299人	1.35	1.42	1.40	1.60	1.70	1.76
300～499人	1.59	1.61	1.57	1.76	1.80	1.79
500～999人	1.64	1.70	1.65	1.63	1.69	1.71
1,000人以上	1.83	1.90	1.84	1.89	1.91	1.89
全　体	1.63	1.68	1.65	1.77	1.82	1.78

※　平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

（別表３）民間企業における企業規模別法定雇用率達成企業割合

	全　　国			京　都　府		
（従業員数）	平成２１年（%）	平成２２年（%）	平成２３年（%）	平成２１年（%）	平成２２年（%）	平成２３年（%）
56～99人	44.7	44.5	43.1	45.9	46.9	45.1
100～299人	46.0	48.2	47.0	48.3	49.9	47.6
300～499人	45.6	47.7	45.0	50.0	55.6	60.0
500～999人	44.3	47.2	44.3	41.8	45.2	51.5
1,000人以上	49.2	55.6	49.8	56.6	63.5	53.3
全　体	45.5	47.0	45.3	47.5	49.5	48.1

※　平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

（別表４）民間企業における産業別実雇用率

	全　　国		京　都　府	
	平成２２年（%）	平成２３年（%）	平成２２年（%）	平成２３年（%）
農林漁業	1.73	1.71	1.35	0.68
鉱業・採石業・砂利採取業	1.62	1.56	-	-
建設業	1.56	1.46	1.96	1.58
製造業	1.78	1.77	1.79	1.78
電気・ガス・熱供給・水道業	1.94	1.85	2.82	3.47
情報通信業	1.35	1.39	1.19	1.22
運輸業・郵便業	1.88	1.69	2.22	2.60
卸売業・小売業	1.48	1.41	1.17	1.25
金融業・保険業	1.73	1.73	1.73	1.60
不動産業・物品賃貸業	1.37	1.41	1.92	1.90
学術研究・専門・技術サービス業	1.39	1.47	0.81	0.98
宿泊業・飲食サービス業	1.58	1.49	1.14	1.66
生活関連サービス業・娯楽業	1.90	1.87	1.87	3.64
教育・学習支援業	1.40	1.37	1.71	1.53
医療・福祉	2.02	1.90	2.42	2.19
複合サービス業	1.82	1.79	1.95	1.73
サービス業	1.63	1.60	2.51	1.75
全体	1.68	1.65	1.82	1.78

※　平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

（別表５）

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況（詳細表）

		企業数		法定雇用率達成企業の割合（%）	算定基礎労働者数	身体障害者数					知的障害者数					精神障害者数			合計	実雇用率（%）	
			うち法定雇用率達成企業数			①重度障害者	②重度障害者以外の障害者	③短時間重度障害者	④重度障害者以外の短時間障害者	⑤計（①×２＋②＋③＋④×０．５）	⑥重度障害者	⑦重度障害者以外の障害者	⑧短時間重度障害者	⑨重度障害者以外の短時間障害者	⑩計（⑥×２＋⑦＋⑧＋⑨×０．５）	⑪短時間以外	⑫短時間	⑬（⑪＋⑫×0.5）	⑤＋⑩＋⑬		前年
産業別	農林漁業	2	1	50.0%	148.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	1.0	0.68%	1.35%
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	-	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	-	-
	建設業	31	20	64.5%	2,599.0	11	18	0	0	40.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0.0	41.0	1.58%	1.96%
	製造業	442	225	50.9%	150,825.5	648	885	26	37	2,225.5	67	259	6	6	402.0	56	3	57.5	2,685.0	1.78%	1.79%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%	144.0	1	3	0	0	5.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	5.0	3.47%	2.82%
	情報通信業	39	13	33.3%	10,111.0	30	47	1	0	108.0	5	1	0	0	11.0	4	0	4.0	123.0	1.22%	1.19%
	運輸業・郵便業	95	60	63.2%	14,832.0	52	195	17	35	333.5	10	17	1	17	46.5	5	0	5.0	385.0	2.60%	2.22%
	卸売業・小売業	260	93	35.8%	50,047.5	111	205	15	25	454.5	18	85	4	42	146.0	20	14	27.0	627.5	1.25%	1.17%
	金融業・保険業	15	6	40.0%	12,692.0	54	85	0	1	193.5	2	0	0	0	4.0	5	0	5.0	202.5	1.60%	1.73%
	不動産業・物品賃貸業	26	8	30.8%	11,598.0	18	46	3	2	86.0	15	94	0	2	125.0	8	3	9.5	220.5	1.90%	1.92%
	学術研究・専門・技術サービス業	29	7	24.1%	5,072.0	11	23	0	1	45.5	0	1	0	0	1.0	3	0	3.0	49.5	0.98%	0.81%
	宿泊業・飲食サービス業	55	17	30.9%	11,376.0	21	43	5	11	95.5	19	44	2	2	85.0	6	4	8.0	188.5	1.66%	1.14%
	生活関連サービス業・娯楽業	43	21	48.8%	6,904.0	19	37	1	8	80.0	41	77	1	2	161.0	9	3	10.5	251.5	3.64%	1.87%
	教育・学習支援業	47	17	36.2%	12,977.5	47	87	4	3	186.5	2	6	0	0	10.0	2	0	2.0	198.5	1.53%	1.71%
	医療・福祉	213	130	61.0%	43,374.5	223	259	30	34	752.0	26	67	21	51	165.5	22	24	34.0	951.5	2.19%	2.42%
	複合サービス業	11	7	63.6%	3,932.0	16	18	1	1	51.5	1	11	2	0	15.0	1	1	1.5	68.0	1.73%	1.95%
	サービス業	120	62	51.7%	23,264.0	79	146	16	20	330.0	13	38	2	7	69.5	3	11	8.5	408.0	1.75%	2.51%
合計		1,429	688	48.1%	359,897.0	1,341	2,098	119	178	4,988.0	219	701	39	129	1,242.5	144	63	175.5	6,406.0	1.78%	1.82%
規模別	56～99人	552	249	45.1%	41,026.0	110	213	10	19	452.5	22	81	8	22	144.0	21	6	24.0	620.5	1.51%	1.91%
	100～299人	624	297	47.6%	98,265.0	297	558	34	59	1,215.5	100	247	14	26	474.0	32	20	42.0	1,731.5	1.76%	1.70%
	300～499人	125	75	60.0%	43,865.0	148	252	21	22	580.0	32	95	14	25	185.5	14	14	21.0	786.5	1.79%	1.80%
	500～999人	68	35	51.5%	41,207.5	155	245	8	22	574.0	16	63	2	12	103.0	25	8	29.0	706.0	1.71%	1.69%
	1,000人以上	60	32	53.3%	135,533.5	631	830	46	56	2,166.0	49	215	1	44	336.0	52	15	59.5	2,561.5	1.89%	1.91%
合計		1,429	688	48.1%	359,897.0	1,341	2,098	119	178	4,988.0	219	701	39	129	1,242.5	144	63	175.5	6,406.0	1.78%	1.82%

（注）１　**平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。**

２　算定基礎労働者数とはj常用労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

３　重度身体障害者及び重度知的障害者（１週間の所定労働時間が３０時間以上の者）については、１人の雇用を２人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の者）については、１人の雇用を１人としてカウントする。

４　重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の者）については、１人の雇用を０．５人とカウントする。

（別表６）

京都府の各機関における障害者の在職状況

（平成２３年６月１日現在）

◇法定雇用率２．１％の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府（知事部局）	4,346.5	114.0	2.62%	0.0
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94%	0.0
京都府警察本部	681.5	23.0	3.37%	0.0
合　　計	5,096.0	139.0	2.73%	0.0

◇法定雇用率２．０％の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	7,712.5	164.0	2.13%	0.0

（注）平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

（別表７）

市町村の機関における障害者の在職状況（平成23年６月１日現在）

機関名	①算定基礎職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	9014.5	205.0	2.27%	0
宇治市　※２	905.0	22.0	2.43%	0
福知山市　※２	848.5	17.0	2.00%	0
舞鶴市	678.0	14.0	2.06%	0
長岡京市　※２	635.0	13.0	2.05%	0
八幡市	539.5	13.0	2.41%	0
亀岡市	517.0	10.0	1.93%	0
木津川市　※２	460.0	11.0	2.39%	0
京丹後市	408.0	11.0	2.70%	0
南丹市	350.0	8.0	2.29%	0
城陽市	347.5	6.0	1.73%	1　※1
京田辺市	336.5	8.0	2.38%	0
向日市	310.0	5.0	1.61%	1
久御山町	297.0	9.0	3.03%	0
綾部市	270.0	6.0	2.22%	0
与謝野町	264.0	3.0	1.14%	2
精華町	219.5	4.0	1.82%	0
京丹波町	205.0	5.0	2.44%	0
宮津市	199.0	4.5	2.26%	0
大山崎町	124.0	2.5	2.02%	0
宇治田原町	109.0	2.0	1.83%	0
井手町	95.0	4.0	4.21%	0
和束町	81.0	1.0	1.23%	0
伊根町	71.0	2.0	2.82%	0
笠置町	63.0	2.5	3.97%	0
京都市教育委員会	4981.0	106.0	2.13%	0
八幡市教育委員会	151.0	3.0	1.99%	0
与謝野町教育委員会	81.5	1.0	1.23%	0
京丹後市教育委員会	81.0	1.0	1.23%	0
舞鶴市教育委員会	74.0	2.0	2.70%	0
京田辺市教育委員会	72.0	1.0	1.39%	0
亀岡市教育委員会	72.0	1.0	1.39%	0
宮津市教育委員会	61.0	1.5	2.46%	0
南丹市教育委員会	54.0	2.0	3.70%	0
城陽市教育委員会	52.0	1.0	1.92%	0
京都市上下水道局	1569.0	43.0	2.74%	0
京都市交通局	990.0	29.0	2.93%	0
国民健康保険 南丹病院組合	252.0	7.0	2.78%	0
市立福知山市民病院	221.0	5.0	2.26%	0
国民健康保険 山城病院組合	189.5	3.0	1.58%	0
城南衛生管理組合	101.0	3.0	2.97%	0
京丹後市立弥栄病院	86.0	2.0	2.33%	0
舞鶴市民病院	78.0	2.0	2.56%	0
京丹後市立久美浜病院	58.0	0.0	0.00%	1　※1
亀岡市立病院	55.0	0.0	0.00%	1
合　　計	26,626.0	602.0	2.26%	6

（注）平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

※１　城陽市、京丹後市立久美浜病院については、６月１日以降の取組により不足数０人となった。

※２　特例認定機関　①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市水道事業管理者と特例認定を受けている。②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市ガス水道事業管理者と特例認定を受けている。③長岡京市は、長岡京市教育委員会と特例認定を受けている。④木津川市は、木津川市教育委員会と特例認定を受けている。

　特例認定とは、地方公共団体の機関（Ａ）及び当該Ａ機関と人的関係が緊密である等の機関（Ｂ）の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該Ｂ機関に勤務する職員を当該Ａ機関に勤務する職員とみなすものである。

（別表８）

特殊法人における障害者の雇用状況

（平成２３年６月１日現在）

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府住宅供給公社	52.5	0.0	0.00	1.0
京都市住宅供給公社	134.0	2.0	1.49	0.0
京都府公立大学法人	1,294.5	27.5	2.12	0.0

※　平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

◎障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告 （毎年6月1日の状況）	（障害者雇用促進法　第43条第7項）
↓	
雇入れ計画作成命令 （2年計画）	翌年1月を始期とする2年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第1項）
↓	
雇入れ計画の適正実施勧告	計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目の12月）（同法第46条第6項）
↓	
特別指導	雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9ヶ月間） 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施。
↓	
企業名公表	（同法第47条）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮される。

◎障害者雇用率達成指導の流れ（地方公共団体）

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者任免状況の通報 （毎年6月1日 の状況）	（障害者雇用促進法第40条）
↓	
採用計画の通報 （1年計画）	翌年1月を始期とする1年間の計画（※）を作成し、都道府県の機関にあっては厚生労働大臣あて、市町村の機関にあっては都道府県労働局長あて通報する（同法第39条第1項）
↓	
採用計画の適正実施勧告	計画の実施状況が悪い機関に対し、適正な実施を勧告（計画終期の翌年の3月末までに）（同法第39条第2項） 勧告は当該計画の終期の翌日を始期とする採用計画に対して行う

※法定雇用率2．0%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間
※平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮される。

◎　障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

○　障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成２２年７月１日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間２０時間以上３０時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを０．５カウントとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○　＝　１カウント
◎　＝　２カウント
△　＝　0.5カウント

○　障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成２２年７月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間２０時間以上３０時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを０．５カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

実　雇　用　率

$$= \frac{\text{短時間以外の常用労働障害者数}^{※} + \text{短時間の常用労働障害者数}^{※} \times 0.5}{\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5}$$

（※重度障害者はダブルカウント）

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）

＝（短時間以外の常用労働者総数　＋　短時間の常用労働者総数×０．５）×１．８％

（小数点以下切捨）

◎　除外率制度について

○　民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成１４年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成２２年７月１日から、すべての除外率設定業種について、除外率を１０％ポイントずつ引き下げている。

（前回の除外率引き下げは平成１６年４月１日）

○　国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成１６年４月１日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成２２年７月１日から当該除外率を一律１０％引き下げている。

◎　民間企業における除外率の改正状況

○　各除外率設定業種において平成２２年７月１日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業　　・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。）	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く。） ・電気業　　・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）　　・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業　　・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・その他の鉱業　　・採石業、砂・砂利・玉石採取業　　・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	25% → 15%	
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関	40% → 30%	
・林業（狩猟業を除く。）	45% → 35%	
・金属鉱業　　・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業　　・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	